

## 甲突川漁業協同組合 鹿内共第9号第5種 協同漁業権遊魚規則

### (目的)

第1条 この規則は、甲突川漁業協同組合が免許を受けた鹿内共第9号第5種協同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という）の区域において、組合員以外の者とする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、うなぎ、もくずかにをいう。以下同じ）の採捕（以下遊魚という）についての制限に関し必要な事項を定める者とする。

### (遊魚の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条
- 1 漁場の区域において遊魚をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。
  - 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、又は投網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊魚対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊魚承認申請書を提出しなければならない。
  - 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、投網又はつけかごによる遊魚の場合には、第14条に規定する場合を除き、その他の場合には当該漁業の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合、又は、第14条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
  - 4 遊漁者は、直ちに、第9条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

### (漁具、漁法の制限)

第3条 1 次の表の左側欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右側欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁 具・漁 法	規 模
投 網	投網の径は3メートル以下
つけかご	1人 10個以下

(遊漁期間)

第4条 次の表の左側欄に掲げる魚種を対象とする遊魚は、それぞれ右側欄に掲げる期間中でなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	6月1日から12月31日まで
こ い	6月1日から12月31日まで（投網に限りこの期間） その他の漁法は、周年とする
う な ぎ	4月1日から9月30日まで
もくずかに	8月1日から12月31日まで

- 2 前項の公表は、組合及び組合が委託する鑑札販売所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前項の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊魚してはならない。

区 域	期 間
鹿児島市小山田町九州電力株式会社 河頭発電所取水口より下流 200メートルの区域	周 年
新上橋から下流	周 年 * 釣りは、可能

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あ ゆ	10 cm以下
こ い	20 cm以下
う な ぎ	21 cm以下
もくずかに	甲 幅 5 cm以下

(尾数の制限)

第7条 次の表に掲げる魚種は、1人1日当たりそれぞれ右欄に掲げる尾数を超えて保持してはならない。

魚 種	尾 数
あ ゆ	100 尾
こ い	5尾 又は10Kg以下
う な ぎ	10尾 又は10Kg以下
も く ず か に	15Kg以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。

1、 手釣、竿釣、つけ釣又はたも網・投網による遊漁の場合

魚 種	漁 具 ・ 漁 法	遊 漁 料
あ ゆ	手釣・竿釣	1年 3000円
	たも網・投網	1年 6000円
こ い	手釣・竿釣・つけ釣	1年 3000円
	たも網・投網	1年 6000円
う な ぎ	手釣・竿釣	1年 3000円
	たも網・投網	1年 6000円
	つけかご釣	1年 2500円
も く ず か に	手釣・竿釣・つけ釣	1年 3000円
	たも網・投網	1年 6000円
	つけかご釣	1年 2500円

2、 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。

ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 甲突川漁業協同組合事務所 (犬迫町110番地先)
- (2) 入佐商店 (犬迫町1番地)
- (3) 上ノ町商店 (伊敷8-4-1)
- (4) 福村石材工業 (小山田町10472番地)
- (5) 吉満菓子店 (皆与志町1811-4)
- (6) フィッシング南海 (天保山町22-4)

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

- 2、 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3、 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを掲示しなければならない。

- 2 遊漁者は遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

区 域
甲突川 新上橋上流側下から河頭発電所取水口より200mの区間

- 4、 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して、必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視委員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊魚の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。

この場合、遊漁者が既に納付した遊魚料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則

この遊漁規則は、行政庁の認可を受けた日(令和5年9月1日)から効力を生じる。

この写しは、原本と相違ないことを証明いたします。

令和 5年 9 月 5 日

鹿児島市犬迫町110番地先  
甲突川漁業協同組合  
代表理事組合長 稲留慎一

